



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

118	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	1
*119	和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定	(果樹園芸課).....	1
120	保安林の指定	(森林整備課).....	1
121	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	2
122	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	2
123	林業種苗生産事業者講習会の実施	( " ).....	3
124	一般競争入札による落札者の決定	(資源管理課).....	3

## 告 示

### 和歌山県告示第118号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300301	介護センターアオ空	新宮市緑ヶ丘2-1-72	居宅介護 重度訪問介護	配夢株式会社	新宮市緑ヶ丘2-1-72	平成28.1.1

### 和歌山県告示第119号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例(平成25年和歌山県条例第16号)第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成28年3月17日から施行する。

平成28年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

都道府県	市町村(特別区を含む。)
愛知県	江南市

### 和歌山県告示第120号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年2月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字川関字西立花坂710、711、字上ミ立花坂795(次の図に示す部分に限る。)、字中立花坂796(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇西立花坂710、711(次の図に示す部分に限る。)、宇上ミ立花坂795、宇中立花坂796(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第121号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養かん

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局地域振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 和歌山県告示第122号

平成28年和歌山県告示第24号(以下「告示第24号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

上裕房吉

西チセ子

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第24号のとおり

## 和歌山県告示第123号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成28年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 開催日時 平成28年3月22日（火）午前10時から午後5時まで

2 開催場所

- (1) 講義 和歌山県林業試験場小教室（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）
- (2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川291）

3 講習科目

- (1) 種苗に関する法令
- (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
- (3) 種苗の生産技術に関する事項

4 講習受講の申込み

受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,000円分を貼り付けて、最寄りの各振興局地域振興部林務課（以下「林務課」という。）に平成28年3月4日（金）までに申し込むこと。

5 その他

- (1) 申込書の用紙は、林務課で交付する。
- (2) 講習日に講習に必要なテキスト代として1,800円を徴収する。

## 和歌山県告示第124号

和歌山県漁業取締船「新はやぶさ」代船建造工事について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年2月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

和歌山県漁業取締船「新はやぶさ」代船建造工事 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県農林水産部水産局資源管理課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成28年1月27日

4 落札者の氏名及び住所

鈴木造船株式会社  
三重県四日市市富双一丁目1番地の3

5 落札金額

462,240,000円（うち消費税及び地方消費税の額34,240,000円）

6 契約の相手を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成27年12月18日